

社会福祉法人旭川葦の会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川葦の会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員等の報酬）

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委託を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（1）理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	5,500円
その他	5,500円

（2）監事が監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	5,500円
その他	5,500円

（3）役員等が上記（1）（2）以外の法人業務を行った場合の費用弁償

旭川市内	5,500円
その他	5,500円

（改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、2017年 4月 1日から施行する。
2. 1993年4月1日施行の「社会福祉法人旭川葦の会費用弁償規定」は廃止する。